

国立大学法人愛知教育大学

法人番号：46

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目（1）】</b> 1 全体評価 (業務運営・財務内容等)</p> <p><b>【原文（1）】</b> 『・・・一方で、「業務運営の改善及び効率化」に関する項目1事項について、「中期計画を十分には実施していない」と認められることから、改善に向けた取組が求められる。』</p> <p><b>【申立内容（1）】</b> 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b> 『・・・一方で、「業務運営の改善及び効率化」に関する項目1事項について、「中期計画を十分には実施していない」と認められる。』</p> <p><b>【評価項目（2）】</b> 2 項目別評価 Ⅱ. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標 (改善すべき点)</p> <p><b>【原文（2）】</b> 『○ 中期計画を十分には実施していないと認められる事項 教育学研究科修士課程について「修了者（現職教員，進学者，留学生，学校教育臨床専攻修了者を除く）の教員就職率について，第3期終了までに80%を確保する。」（中期計画【66】）については，教員就職支援策の充実を図っているものの，令和2年度の修士課程修了者の教員就職率は74.3</p>	<p><b>【対応】</b> 原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 同様の事案がある法人に対しては，同様の表現で公平に指摘することとしているほか，改善に向けた取組が実施されていることを具体的に確認した上で原案の文案としているため。</p>

%となっており、中期計画を十分には実施していないと認められる。』

【申立内容（2）】

削除願いたい。

【理由】

第3期中期計画【66】では、「教育学研究科修士課程の抜本的な再編成を行うために、教育実践研究科（教職大学院）との入学定員の見直しを図り、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）を現行10対5から7対8の割合にする。」ことを掲げ、第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（P11）のとおり、「令和2年度から、旧修士課程の教員養成機能を教職大学院に集約化する取組を行った。

」ことを報告した。

令和2年度の改組では、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）を3対12の割合まで、当初の計画以上に抜本的な見直しを図った。

このため、本学では、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）の評価は不可分であると認識している。

第3期中期計画では、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）の教員就職率は、目標値80%、95%を掲げたが、改組前（平成31年3月時点）は、実績値63.1%、94.3%にまで落ち込んだ。

その後、本評価にあたり示したとおり、既に各種の改善に取り組み、改組後（令和3年3月）の実績値は、74.3%、100%となり、それぞれ上昇傾向にあるため。

また、令和2年度の改組では、旧修士課程の全ての教員養成機能を新教職大学院に完全移行しており、新修士課程における教員養成機能に対して改善すべき点としたこの度の指摘は、時機を逸したものであるため。